

広島県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年八月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年八月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市原田町梶山田字宗光谷一四八一番二地先から 尾道市原田町梶山田字真野原一一一九番一 地先まで		一七・〇〇 五二・九〇	一二・八〇 二三・三〇	一六・八〇	幅員減少 不用物件延長 一六・八〇 メートル